



Title	九条家と法性寺：忠通から良経へ
Author(s)	谷, 知子
Citation	語文. 2002, 79, p. 24-34
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/69011">https://hdl.handle.net/11094/69011</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 九条家と法性寺

——忠通から良経へ——

## 谷 知 子

### 一はじめに

平安京の東南、現在の東福寺の地に、藤原忠平によつて法性寺が創建された。法性寺の史料における初見は、「貞信公記」延長二年（九

二四）二月十日「參法性寺」始聽鐘、音家及公卿家人等行ニ小調誦「九度」である。つまり、法性寺の造宮は、この時点で既に行われていたということになる。前年の延長元年三月二十一日に没した皇子保明親王を「法性寺後山」に葬つたといふ記事（『西宮記』）があることから、或いはその頃から造営が始まつていたのかも知れない。<sup>(2)</sup>創立当時の殿堂については、確かなことは知りえなないが、杉本信三氏は延長二年から天慶八年（九四五）にかけて造営された法性寺の堂を、安置された仏像から本堂（毘盧舎那仏）、南堂（菩薩堂）、東堂（五大堂）と推定し、山地伽藍の形をとつた、ささやかなものであつたのではないかとしている。<sup>(3)</sup>延長三年には写経、読経供養が始まり、堂宇の建造と供養も盛んに行なわれた。翌四年十月十日には定額寺となり、十月十五日には初めて灌頂が行なわれている。延長七年（九二九）には当地にて忠平五十賀の法会が行われ、また忠

平一门の忌日供養などの法会も次々に行われており、氏寺としての機能を創建当初から果たしていたのである。天暦三年（九四九）八月十四日創建主の忠平が没し、その亡骸は十八日に「法性寺外艮地」に葬られたという。

忠平没後も、法性寺では藤原氏一族の法会が盛んに行なわれ、氏寺としての機能を果たしてゆく。その中でも特に、法性寺の地をこよなく愛し、居を構えるに至つた人がいる。法性寺の住居に由来して、「法性寺殿」とも称された藤原忠通である。忠通は久安四年（一四八）に法性寺の地に居を構え、激化してゆく政界から逸脱できる場を求めた。忠通にとっての法性寺は、忠通以前の藤原氏一族にはない、特別な意味を持つものであつた。また、忠通の子で「後法性寺殿」とも称された兼実、さらにその子である良経もまた、忠通同様、法性寺の地を愛し、頻繁に足を運ぶとともに、詩歌を詠む場としても重用した。特に注目されるのは、兼実が法性寺の地に造営した新御所の存在である。良経はそこで詩歌合という新しい形式の催しを始めている。

本稿では、忠通・兼実・良経三代にわたる法性寺が持つ意味、特

に詩歌の詠まれる場としての意味について、考察してみたいと思う。

## 二 藤原忠通と法性寺

『台記』久安三年（一一四七）十一月十六日条に<sup>(4)</sup>「午刻、參<sup>ト</sup>向法

性寺辺櫻政新造宅（半造）暫言談、帰宅」とあるのが、忠通による法性寺新御所造當の最初の記事である。翌久安四年二月二十一日に忠通は法性寺傍の新造邸に移っている。その後忠通は、この住居によつて「法性寺殿」と称されるようになる。忠通は何を求めて法性寺に移住したのであろうか。

忠通が関わったとされる『本朝無題詩』には、法性寺を詠んだと思われる詩が何首か収められている。<sup>(5)</sup>題に「法性寺」と明記されているものは、一六六番中原広俊・一六七番藤原周光の二首である。

題には明記されていないが、詩の内容から法性寺を詠んだと知られるものは、二〇六番・二〇八番忠通、二〇九番・二一一番周光、二四八番・二五〇番忠通、二五一番・二五二番周光、二七二番・二七四番忠通、二七五番・二七七番周光、三一三番・三二四番忠通、三二五番・三二六番周光の詩である。

まず、題に法性寺で詠まれたことが明記されている二首の例から見てみよう。一六六番の中原広俊・一六七番の藤原周光の詩である。

中原広俊

暇日暫<sup>シ</sup>人事譯<sup>一</sup>

逢<sup>シ</sup>僧月<sup>下</sup>忘<sup>レ</sup>帰<sup>レ</sup>家

年々流景留難<sup>レ</sup>得

夜々清光惜又斜

世界三千望誤<sup>レ</sup>雪

生涯五十鬢添<sup>レ</sup>華  
姫媛本自看無<sup>レ</sup>飽

我願爭教<sup>ニ</sup>曉漏加<sup>一</sup>

「生涯五十鬢添<sup>レ</sup>華」を信じるならば、康平五年（一〇六一）生まれの広俊が五十歳となる天永二年（一一一）の作ということになる。

この年の十一月二十五日、彼は忠通邸での作文の会に出席していることが知られており、この当時忠通との交流があつたことは確かである。もちろん忠通が法性寺に移住する久安四年（一一四八）よりはるか前ではあるが、忠通とともに法性寺を訪れたときの詩と

考えておきたい。当時忠通は十五歳、広俊は忠通の三五歳年長である。忠通は十一歳で元服し、十三歳で読書始めを済ませ、既に詩会も開いている。天永二年三月には白河天皇行幸に際し、歌も詠んで

おり、渡辺晴美氏は作文・和歌会が見られるようになる天永元年（一一〇）後半、歌合の始まる永久三年（一一五）あたりを忠通歌壇の開始と見ている。<sup>(6)</sup>十五歳の忠通と五十歳の中原広俊が詩を介した交流を持っていたと考えてもよさそうであるが、実際には広俊が指導的立場であつたのかもしれない。「暇日暫<sup>シ</sup>人事譯<sup>一</sup>逢<sup>シ</sup>僧月<sup>下</sup>忘<sup>レ</sup>帰<sup>レ</sup>家」は、法性寺が典型的な脱俗の地、俗塵を離れた地であることを詠んだものである。

次の詩の作者周光は承暦三年（一〇七九）生まれで、広俊より一七歳年下、忠通の十八歳年長である。

藤原周光

誘<sup>シ</sup>引桂華<sup>一</sup>乘<sup>レ</sup>興出

金商暮景到<sup>ニ</sup>禪扉<sup>一</sup>

來遊遠逐山中影

真妄猶迷水上輝

松戸何秋長欲去

洞房一夜暫忘帰

已將溪月得編契

### 遮莫生涯人事違

前詩と同じ機会だとすると、この詩も天永二年（一一一）頃に詠まれたものか。周光の生年を承暦三年（一〇七九）とすると、周光三歳の時の詠作である。後述する二〇九番（二一一番、二五一番・二五二番、二七五番）二七七番、三二五番・三二六番の周光詩は忠通法性寺移住後に詠まれたもので、多分に忠通を意識しつつ、法性寺邸を賞賛する意が前面に押し出されて詠まれているが、この詩には前詩の広俊詠同様忠通の影は窺われない。周光は法性寺を「松戸」「洞房」と称している。「松戸」「洞房」とともに世俗を離れた場所を意味する語である。周光もまた法性寺を脱俗の地とらえており、この地に来て、自分の生涯の不遇などどうでもよくなつたという脱俗の心境を述べている。

広俊も周光も我が身の不遇を嘆き、俗塵から離れた法性寺に来て、心洗われるまま、この地にとどまりたいと願つてゐる。

次に、忠通、周光の詩群を見てみよう。二〇六番（二〇八番（忠通））と二〇九番（二一一番（周光））の各「春三首」、一四九番（二五〇番（忠通））と二五一番（二五二番（周光））の各「夏二首」、二七二番（二七四番（忠通））と二七五番（二七七番（周光））の各「秋三首」、

三二三番（三三四番（忠通））と三二五番（三三六番（周光））の各「冬二首」は、いずれも法性寺を詠んだ詩群である。これまでの研究では、この四つの群の二十首は別々の機会に詠まれた贈答詩と見なさ

れてきたようである。(9)しかし、これらは元々各十首の贈答詩を、「本朝無題詩」ではそれぞれの季節に合わせて四箇所に分割して配列したものとは考えられないだろうか。忠通・周光それぞれ春三首、夏

二首、秋三首、冬二首で、ちょうど合計各十首になる。この四つの番が別々の時期に、つまり幾度にもわたつて忠通と周光が法性寺をめぐつて詩をやりとりしたと考へるよりも、一度のものと考へる方が自然ではないか。ただし、四季にわたる詩なので、それぞれの詩が詠まれた時期はもちろん一時期ではなく、一年にわたつて、或いは何年かにわたつて詠まれたものとまつめたものとなろう。法性寺をめぐる十首の贈答が二人の間で交わされた事実は、二〇九番の周光詩の冒頭「近曾有下排甲第於東山。賞三天時感地形」之御作十首。爰周光忝蒙教命。賜其玉章。(中略)但恐獻遺恨之章。(後略)によって確かめられる。忠通が法性寺の自然を賞して詠んだ十首の詩に、周光が応じて詩を詠んだ事実はあつたのである。この記述は二〇九番から二一一番の周光の詩のみに付されているものだが、忠通が作つた「賞三天時感地形」之御作十首が一年間にわたる自然を詠んだものだとするとどうだろか。忠通の二〇六番（二〇八番（春）、一四九番（二五〇番（夏）、一七二番（二七四番（秋）、三二三番（三三四番（冬））と、周光の二〇九番（二一一番（春）、二五一番（二五二番（夏）、二七五番（二七七番（秋）、三三五番（二六番（冬））が、忠通の「御作十首」とそれに応じた周光の十首と考えられないだろか。

この仮説は果たして成り立つうるだろうか。四つの群（以下、二〇六番（二〇八番）と二〇九番（二一一番）を春の群、一四九番（二五〇番）と二五一番（二五二番）を夏の群、二七二番（二七四番）と二七五番（二七七番）を秋の群、二六番（冬）を冬の群）とそれに対応する周光の十首を考えられないだろか。

番)二七七番を秋の群、三二三番・三二四番と三二五番・三二六番を冬の群と呼ぶ)の詠作年次に大きな隔たり、内容に差異があつた場合は、この仮説は成り立たない。では、検証してみよう。大きな手がかりとなるのは、(1)二〇八番忠通詩の「七八年来思<sub>二</sub>仏界」從斯俗念不追從<sub>一</sub>、(2)二〇九番<sub>二</sub>一番の冒頭「近曾有<sub>下</sub>排<sub>二</sub>甲第於東山」賞<sub>二</sub>天時<sub>一</sub>感<sub>二</sub>地形<sub>一</sub>之御作十首<sub>上</sub>爰周光忝蒙<sub>二</sub>教命<sub>一</sub>賜<sub>二</sub>其玉章<sub>一</sub>、(3)二五一番周光詩の注記「去々年秋。天子臨<sub>二</sub>幸茲地<sub>一</sub>。故献<sub>二</sub>此句<sub>一</sub>」、(4)三二四番忠通詩の「王事牽<sub>二</sub>身年六十<sub>一</sub>」の四箇所であろう。中でも明確に年次を推定できるのが、(3)と(4)である。(3)の「天子臨幸」を久安四年(一一四八)七月一七日忠通室が法性寺において供養を行なった時の近衛院行幸とすると、詠作年次はその二年後の久安六年(一一五〇)となる。(4)の「六十」をそのまま受け取れば、忠通が六十歳となる保元元年(一一五六)前後の作となる。久安六年と保元元年とでは六年の差がある。どちらが妥当なのであるうか。(2)の「近曾有下排甲第於東山」からすると、「近曾」の語は法性寺新御所造営からさほど年月がたっていないことを表しており、久安六年の方がふさわしい。<sup>(10)</sup>特にこの冒頭の詞は十首が成立した時点で記されたものなので、十首の詠作年次の下限となろう。(1)は、本間洋一氏は「出家を決意した(出家直前の)応保二年(一一六二)二月頃の作ではあるまい」と推測するが、「歩々行々最易<sub>レ</sub>臻伽藍便是洛陽隣」(二〇六番)と、法性寺に行き来する視点があり、出来直前というよりは、もっと都との往来が頻繁であった時期のほうがふさわしい。保元元年とすればその七、八年前はまさに法性寺移住の年であり、合致するが、仏界を思っていたのはもつと若い頃、法性寺移住以前からであつたはずで、これも久安六年の方が妥当で

番)二七七番を秋の群、三二三番・三二四番と三二五番・三二六番を冬の群と呼ぶ)の詠作年次に大きな隔たり、内容に差異があつた場合は、この仮説は成り立たない。では、検証してみよう。大きな手がかりとなるのは、(1)二〇八番忠通詩の「七八年来思<sub>二</sub>仏界」從斯俗念不追從<sub>一</sub>、(2)二〇九番<sub>二</sub>一番の冒頭「近曾有<sub>下</sub>排<sub>二</sub>甲第於東山」賞<sub>二</sub>天時<sub>一</sub>感<sub>二</sub>地形<sub>一</sub>之御作十首<sub>上</sub>爰周光忝蒙<sub>二</sub>教命<sub>一</sub>賜<sub>二</sub>其玉章<sub>一</sub>、(3)二五一番周光詩の注記「去々年秋。天子臨<sub>二</sub>幸茲地<sub>一</sub>。故献<sub>二</sub>此句<sub>一</sub>」、(4)三二四番忠通詩の「王事牽<sub>二</sub>身年六十<sub>一</sub>」の四箇所であろう。中でも明確に年次を推定できるのが、(3)と(4)である。(3)の「天子臨幸」を久安四年(一一四八)七月一七日忠通室が法性寺において供養を行なった時の近衛院行幸とすると、詠作年次はその二年後の久安六年(一一五〇)となる。(4)の「六十」をそのまま受け取れば、忠通が六十歳となる保元元年(一一五六)前後の作となる。久安六年と保元元年とでは六年の差がある。どちらが妥当なのであるうか。(2)の「近曾有下排甲第於東山」からすると、「近曾」の語は法性寺新御所造営からさほど年月がたっていないことを表しており、久安六年の方がふさわしい。<sup>(10)</sup>特にこの冒頭の詞は十首が成立した時点で記されたものなので、十首の詠作年次の下限となろう。(1)は、本間洋一氏は「出家を決意した(出家直前の)応保二年(一一六二)二月頃の作ではあるまい」と推測するが、「歩々行々最易<sub>レ</sub>臻伽藍便是洛陽隣」(二〇六番)と、法性寺に行き来する視点があり、出来直前というよりは、もっと都との往来が頻繁であった時期のほうがふさわしい。保元元年とすればその七、八年前はまさに法性寺移住の年であり、合致するが、仏界を思っていたのはもつと若い頃、法性寺移住以前からであつたはずで、これも久安六年の方が妥当で

であろう。とすると、久安六年で矛盾するのは、(4)のみである。五十四歳を「六十」と概数で表現したのであろうか。(4)を信ずるならば、「六十」を概数と理解するか、(3)の注記を誤記(誤写も含めて)と考えるか、どちらかであろう。(論文末尾付記参照)

次に、各十首の詩を読みつつ、この詩群の成立の問題についても考えてみたい。まず春の番である二〇六番<sub>二</sub>一番の詩を読んでみよう。二〇六番は「歩々行々最易<sub>レ</sub>臻伽藍便是洛陽隣」と、法性寺が都に近い場所にありながら、この地が浄土になぞらえられ、「遍仕<sub>二</sub>南無<sub>一</sub>三世聖」(全て仏にお仕えする)生活を送っていると言う。また、この法性寺の地が、「祖宗天暦明時相尋<sub>レ</sub>跡箇中寺<sub>二</sub>旧塵<sub>一</sub>」と、村上天皇時代の創建主忠平の旧跡を尋ねて、ここに再現するものであると言う。忠通にとつての法性寺が、仏道修行の地であり、創建主忠平の意志を継ぐものであるという認識でとらえられていたことがまず明らかにされている。

二〇七番は法性寺における春の訪れを描写している。「初識<sub>二</sub>艶陽優劣異<sub>一</sub>」は、法性寺周辺の風景に、春めいた所とまだ春めいていない所があることを初めて知つたという意味であろう。この「初識」は移住後まもない時期の詠であるとの表れであろうか。「此山花鳥世間稀」は、法性寺に見る「花鳥」が俗世間とは異なるものであることを言う。

二〇八番は、「心託<sub>二</sub>煙霞<sub>一</sub>雖<sub>二</sub>漫惹<sub>一</sub>地<sub>二</sub>水竹<sub>一</sub>最相宜<sub>レ</sub>坐禪餘有<sub>二</sub>仙遊好<sub>一</sub>嗜老外無<sub>二</sub>事為<sub>一</sub>七八年来思<sub>二</sub>仏界<sub>一</sub>從<sub>レ</sub>斯俗念不<sub>二</sub>追隨<sub>一</sub>」と、法性寺の地が仙人のような離俗の生活を楽しめる場所であり、老いの身を養う以外に何の煩いもない場所であること、そして七八年来仏界を思つてきたが、これからは俗念を捨てて、仏

に仕えようという忠通の決意を述べている。本間氏は、出家を決意

した（出家直前の）応保二年（一一六二）二月頃の作はあるまいかと推測するが、出家前後に限定する必要はないだろう。

忠通の詩の直後に位置するのが、周光の春三首（一〇九番～一一一一番）である。この詩群の冒頭には、「近曾有下排・甲第於東山」に始まる一文が付されている。この詞書は十首が成立した後に付されたものなので、十首の成立時期の下限となろう。周光は「風流絶世」の地はどこかと聞かれたら、それはここ法性寺であると答えると言う。周光は法性寺の地を「象外」「洞中」と、俗塵を離れた仙境と表現し、この寺のそうした趣は昔から変わらないもので、後世にまで伝えられてゆくだろう（「維岳遺塵奕代賜」）と賞賛している。

一一〇番では、法性寺の春景色のすばらしさを褒め称え、かの白樂天がこの風景を見たならば、曲江池の景に心を傷めたりすることもなかつたのに、と手放しで絶賛している。

一一一番は、忠通の新邸を茅君仙会の地に擬し、世俗を離れた天界になぞらえている。さらにこの地に人を誘つてくれることを期待していると締めくる。また、この詩の第五句では、忠通の一二〇六番同様、「蕭相（忠通のこと）幽居雖々掩々古」と、法性寺新御所が創建主忠平の時代の再現であると詠んでいる。

以上、周光の連作三首は多分に挨拶の意を含むが、忠通の法性寺邸が俗塵を離れた仙境であり、人の眼や心を楽しませる風光明媚な場所であるとし、人がそこに寄り集う場になることを期待するといふ意を詠んでいる。忠通は法性寺邸が仏道修行の地となることへの期待で締めくくつていたのに対し、周光は人々の交流の場となることへの期待を滲ませて締めくくつており、ここには若干の呼応関

係が認められるように思う。

次に、二四八番～二五〇番の忠通詩、二五一番・二五二番の周光詩を読んでみよう。二四八番は独立したもので、二四九番・二五〇番と二五一番・二五二番は番と見なす。

二四八番は、早夏に瀬戸（おそらく鴨川）で行なわれた宴遊を詠んでおり、「渭水岸邊唯繫船 匡廬山下獨占居」は、唐の白樂天が廬山に構えた草堂に、自らの法性寺邸を重ね合わせた表現である。「好學言詩酒客 自知往時數行書」は、この酒宴に集う人々が学問や詩を好む人たちであつたことを言うもので、先の周光の二一一番同様、法性寺邸が詩文のサロンのような性格を持っていたことを窺わせる。

二四五番では、忠通は自らを「此山新主」と称している。「新主」は移住後さほどの年月を経ていないことを示しているのだろうか。それとも、創建主忠平に対する表現なのだろうか。「東河東域洛東頭」は法性寺の場所を示しており、続く「茅屋三間得自由」は、白樂天の詩句をふまえて、自らの法性寺邸を狭くて粗末な家と称し、ここで自由を得たと述べる。まさに隠遁者になりきった自らの心境をのびやかに詠んだものである。

二五〇番は、「晚涼自至入襟懷 風在松軒月在階」というようない法性寺邸の暮らしの中で、忠通は「塵慮皆除終老地」と、この地を終の棲家と定め、俗念を皆除こうと決意する。自分は代々大臣の位についてきた家の人の間であるが、今はこの隠遁の地で静かに暮らしていると言う。俗世と縁を切つて、静かに暮らそうとする忠通の意志が表れている。

統一二五一番・二五二番は周光の作である。忠通の法性寺邸を訪

れ、その地を孔子の生地である曲阜に誓えつつ、賞賛する。「一五一番でも、「若非」<sup>著</sup>幡垂<sup>レ</sup>雲至<sup>一</sup> 疑是蓬丘辞<sup>レ</sup>浪來<sup>一</sup> 俗眼已迷望不<sup>レ</sup> 尽<sup>一</sup> 縱過三七世」欲<sup>二</sup>何廻<sup>一</sup>」と、周光は法性寺邸を聖地である「靈驚山」<sup>一</sup>「蓬萊山」<sup>一</sup>に見立てている。

次に秋の群である「一七一番」「一七四番忠通」「一七五番」「一七七番周光を見てみたい。題は「秋三首」で、いずれも法性寺邸の地を賞賛したものである。忠通の「一七一番の「買<sup>レ</sup>地便知<sup>ニ</sup>雲物富<sup>一</sup>」は、この土地を買って、景物に富むことを知つたと言う。また、「一七三番では「四明何只在天台」と、四明天台の教學が何も天台山にだけあるわけではない、つまりこの法性寺の地にいても学べるのだとす。一七四番は、「東去<sup>ニ</sup>都門<sup>一</sup>十里強<sup>一</sup> 茅簷蓬宇竹扉房<sup>一</sup>」が法性寺邸を指しており、忠通は「若其非<sup>レ</sup>此求<sup>ニ</sup>何處<sup>一</sup> 所以無何ト<sup>ニ</sup>此鄉<sup>一</sup>」と、この地以外には考えられず、ここを無阿の郷としたと言う。そして、「詩魔<sup>ニ</sup>是終身病<sup>一</sup> 不<sup>レ</sup>用<sup>ニ</sup>良医<sup>不<sup>レ</sup>識<sup>レ</sup>方<sup>一</sup>」と、詩魔に取り付かれた自分を終身の病であり、この病に対しても、良医も何の治療法も役に立たないと言う。</sup>

この三首に対する周光の連作は、先の春・夏の詩と同様、法性寺邸を賞賛する挨拶の意味を多分に含んだものになっている。二七五番は、「心匠<sup>ニ</sup>抜采營<sup>ニ</sup>此地<sup>一</sup> 誠知造作佐<sup>ニ</sup>天工<sup>一</sup>」と、この地を選んで邸をお造りになつたが、自然に助けられてみごとなものに出来上がつたと賞賛する。そして眼前の美しい秋の風景がいつか枯れてしまうなどとても思えない、今の栄華が永続するのではないかと寿いでいる。二七六番は、かの崑崙と閬風（仙人の居場所）はただ名前を聞くだけであるが、ここはまさにそれに匹敵する場所であり、「ここでは秋愁も気にならないほどである」と言う。まさに理想郷であ

る。二七七番は暮秋の風景を描写し、朝夕の鐘の音が絶えることがないこと、そして、ここでも「天曆旧塵事々残」と、忠平が法性寺を創建した時代の名残が所々にとどまつているとと言う。

最後に冬の群の三二三番・三二四番忠通、三二五番・三二六番周光の四首を読んでみよう。三二三番の「家占遷屈暮雲端<sup>一</sup>」の「遷屈<sup>一</sup>」は、俗世を離れた場所、つまり法性寺邸を指す。法性寺邸の西と東には寺と神社があり、神仏に丹心を尽くしていると言う。そして、世俗の人々の煩惱は、仏の慈愛をもつてしても、拭い去ることは難しいと締めくくる。三二四番では、「庭松独歩咲<sup>ニ</sup>榮落<sup>一</sup> 林雀群飛争<sup>ニ</sup>後先<sup>一</sup>」と、世間の榮枯盛衰を皮肉る表現が見られ、「仙家無<sup>ニ</sup>是土宜貢<sup>一</sup> 紅雪地為<sup>ニ</sup>白雪天<sup>一</sup>」と、この邸を「仙家」として、俗世から隔絶の地と位置付けている。忠通の冬の詩には、春・夏・秋の詩には見られなかつた俗世への皮肉や嘆きの意が詠み込まれている。これは、冬の詩が他の詩とは詠作年次を異にしているからなのか（あるいは十首全てが異なるのか）、それとも十首の締めくくりとしての述懐（言志）なのか。

続く三二五番・三二六番は周光の作である。周光はここでも法性寺邸周辺の風景を褒め称え、「誰遺勝形無<sup>ニ</sup>定主<sup>一</sup> 伝<sup>ニ</sup>從<sup>ニ</sup>万古<sup>ニ</sup>跡寧瞑<sup>一</sup>」と、勝形に主人はないというが、この地は例外であるとしても、周光は自分を世俗の人間でしかないという自覚を吐露している。三二三番・三二四番の忠通の詩に応えるような、聖と俗の二項対立の図式が窺える。

以上、忠通と周光の各十首の詩を見てきた。まず法性寺邸を紹介し、四季折々の景色を描写したうえで、この邸が忠平の遺風を受け継ぎ、現代に再現するものであると言う。そして、この地は俗世と

の隔絶した仙境であり、人々が詩を詠む場所となつてゐる」と詠む。世俗から隔絶した聖なる場。これが法性寺だつたのである。そして、いずれも法性寺をめぐる景物に対する新鮮な感動が詠み込まれており、移住後まもない時期の詠という印象が強い。もちろん全て一時期に詠まれたものではないはずだが、十首の贈答の成立時期としては移住後二年目の久安六年が妥当で、八年目の保元元年ではやや時間がたち過ぎているであろう。

久安六年は、忠通にとつてどのような年であつたのだろうか。激しい養女入内競争の果てに、久安六年正月には弟頼長の養女多子が入内し、それを追うように四月には忠通の養女皇子が入内している。父忠実が忠通の摂政の位を召し上げようとした画策するも、忠通の抵抗に遭い、挫折する。<sup>(12)</sup>しかし、久安六年九月には忠実が忠通を義絶し、頼長を氏長者に命じている。<sup>(13)</sup>当時忠通は既に法性寺に移住しており、父親のこの仕打ちに對して特に何の動きも見せていない。もしこの忠通・周光の法性寺をめぐる贈答詩が久安六年に成立したとしたら、まさに骨肉の争いが激化する真っ只中に詠まれたわけで、脱俗の地としての法性寺に寄せる忠通の思いの深さ、世俗への皮肉な視線についても、精神的次元での隠遁と理解されるのである。

周光と忠通の交流がいつ頃始まつたものかは、はつきりとしない。

もし前掲の『本朝無題詩』一六七番の周光詩が、忠通を伴うものであつたとしたら、天永二年（一一一）には既に交流があつたといふことになる。周光は天永二年六月二十日、白河院近臣藤原長実の八条亭詩合の右方講師をつとめており、詩文の鍛錬を積みつつあつた忠通に招かれたとしても不自然ではないだろう。

以上が『本朝無題詩』に見える法性寺の詩である。数としては少

ないが、忠通やその周辺の人々にとつての法性寺の意味を窺うことができる。古き良き時代であつた天暦の世の遺風を伝えるものであり、俗世から隔離された聖地としての法性寺。清らかな自然と仏道修行、詩人との交流以外に何もない別天地。まさにこれが、忠通時代の法性寺であつた。

久安六年当時、忠通は法性寺に住居を構えたとはいえ、政界や激化する政治抗争と無縁だつたわけではない。身は激しい権力抗争の真っ只中についたはずである。しかし、心は法性寺にあつた。こうした心身を分離したかたちの隠遁は、日本においても慶滋保胤の『池亭記』をはじめとする文人貴族に先駆がある。当時の文人貴族は、吏隠同一、つまり「外面の官人生活と内面の隠逸信仰生活を並存した生活」を良しとして、精神的次元での隠遁を重視していたと言う。<sup>(14)</sup>忠通にとつての法性寺は、まさに精神的次元での隠遁生活の場だったのかもしれない。忠通のこうした文人貴族的な隠逸生活は、孫の良経にも受け継がれてゆく。<sup>(15)</sup>

### 三 藤原兼実・良経と法性寺

忠通の子兼実と孫の良経は、どのように法性寺と関わつたのであらうか。この二代において注目されるのは、法性寺新御所造営である。兼実も、移住はしないものの、法性寺の地に新御所を造営していたのである。

『明月記』正治元年五月十三日が、新御所の記事の初見である。巳時参上。御「法性寺」（大臣殿御同車）、与「予州同乗參」御共、御「寛造作所」（未時許還御）。（正治元年五月十三日）

この「造作所」が、おそらく法性寺新御所とその周辺を指すのであ

ろう。次に登場するのは、四ヵ月後の九月十二日である。法性寺の新御所やその周辺の庭園などの造作のために、「人夫五人」が派遣されたという記事である。

夕奈良僧都被<sub>レ</sub>送<sub>二</sub>人夫五人<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>法性寺殿御造作<sub>一</sub>、兼日所<sub>二</sub>示付<sub>一</sub>也。  
（同年九月十二日）

この六日後に、兼実らは造作の様子を見学に出かけている。

未時許參<sub>二</sub>御堂<sub>一</sub>、御供（騎<sub>二</sub>駕駒<sub>一</sub>）、參<sub>二</sub>法性寺<sub>一</sub>、（御輿<sub>一</sub>）、御<sub>二</sub>覽淹水澗瀧等<sub>一</sub>形勝地也。瀧高一丈五尺云々。明日宮女房可歷覽云々。昏還御之後退下。  
（正治元年九月十八日）

主に御所の外の景色が記されている。自然を生かしたみごとな造作であつたらしい。さらに同じ月の二十六日にも出向いている。

（前略）但大臣殿不下令<sub>レ</sub>入<sub>二</sub>御堂<sub>一</sub>給上。仍出<sub>二</sub>最勝金剛院門前<sub>一</sub>、下<sub>二</sub>御車<sub>一</sub>駕<sub>二</sub>御輿<sub>一</sub>、自<sub>二</sub>北堀池方<sub>一</sub>直御<sub>二</sub>新御所<sub>一</sub>少將殿、予州、予入<sub>レ</sub>門參入、此間被<sub>レ</sub>寄<sub>二</sub>女房御車<sub>一</sub>（侍等參入）、次殿若君同御。人々可<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>此御共<sub>一</sub>。此次女房可<sub>二</sub>集行<sub>一</sub>、資宗並中將許可<sub>レ</sub>。

（正治元年九月二十六日）

新御所が出来上がった後は、今まで以上に頻繁に法性寺を訪れて

いるが、その中に興味深い記述がある。新御所完成から約半年後の記事である。

雪紛々、朝天晴。早旦參上。可<sub>レ</sub>御<sub>二</sub>法性寺<sub>一</sub>之由、夜前被<sub>レ</sub>仰之處、人々遲々及<sub>二</sub>辰時<sub>一</sub>之間、御出止了<sub>二</sub>之由有<sub>レ</sub>仰。依<sub>レ</sub>召參<sub>二</sub>御前<sub>一</sub>、人々遅參事。勘發御詞委細被<sub>レ</sub>仰含<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>恥為<sub>レ</sub>恐。雪朝參更不可<sub>レ</sub>具<sub>二</sub>威儀<sub>一</sub>。只一人隨<sub>二</sub>天曙<sub>一</sub>打出可<sub>レ</sub>參也。中將隨身共

人待具、遲來之條甚見苦。相府遲々、惣無<sub>二</sub>數寄心<sub>一</sub>之故也。壯年若年之人皆如<sub>レ</sub>此。心中已冷然。仍不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>向<sub>二</sub>法性寺<sub>一</sub>隨身共遲參。無<sub>二</sub>云甲斐<sub>一</sub>雪朝更不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>待催。松曉着<sub>二</sub>毛沓<sub>一</sub>參入、必エフリヲ可<sub>レ</sub>持、而被<sub>レ</sub>尋求<sub>一</sub>之後、適出來。被<sub>レ</sub>召仰<sub>二</sub>雪山事<sub>一</sub>、エフリヲ可<sub>レ</sub>給之由申<sub>レ</sub>之。尾籠之中尾籠也。各非<sub>二</sub>父祖子孫<sub>一</sub>與。無慚也、無慚也。諸人不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>心之故也。於<sub>レ</sub>今者、只可<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>雪山也。汝可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>奉行<sub>一</sub>者、蒙<sub>二</sub>此仰<sub>一</sub>成<sub>レ</sub>恐祇候。猶為<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>此由<sub>一</sub>參<sub>二</sub>大臣殿<sub>一</sub>以<sub>二</sub>女房<sub>一</sub>申入<sub>レ</sub>了。帰參之間、大臣殿御參。俄而御氣色漸和平。已時許猶可<sub>レ</sub>御<sub>二</sub>法性寺<sub>一</sub>之由有<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>女房車<sub>二</sub>兩被<sub>レ</sub>寄、北政所御車、殿下<sub>二</sub>御輿<sub>一</sub>、大臣殿<sub>二</sub>中將殿<sub>一</sub>、令<sub>二</sub>同車<sub>一</sub>給、入<sub>二</sub>御最勝金剛院<sub>一</sub>之後、女房以<sub>二</sub>御輿<sub>一</sub>渡御、密々渡御歟。宮女房達多被<sub>レ</sub>參<sub>二</sub>新御所<sub>一</sub>、御輿<sub>一</sub>也。此間雪猶紛飛、及<sub>レ</sub>未漸休。小時又還御了。大臣殿相<sub>二</sub>貞女房車<sub>一</sub>兩、御<sub>二</sub>最勝光院<sub>一</sub>（予在<sub>二</sub>此御共<sub>一</sub>資家少將參<sub>二</sub>御車御共<sub>一</sub>了。）令<sub>レ</sub>開<sub>二</sub>御所<sub>一</sub>并<sub>二</sub>御堂<sub>一</sub>。御堂御覽廻之後、申時許還御之後參<sub>二</sub>御堂<sub>一</sub>。

（『明日記』正治二年正月十九日）

『玉葉』同日条には次のような簡潔な記述が見えるのみである。  
天晴。築<sub>二</sub>雪山<sub>一</sub>。左府、中將等來。為<sub>レ</sub>見<sub>二</sub>雪向<sub>一</sub>法性寺<sub>、</sub>雪早消、

大無<sub>レ</sub>興。

前夜から雪が庭に積もるほど降つており、美しい雪を見るために法性寺に向かう（「為<sub>レ</sub>見<sub>二</sub>雪向<sub>一</sub>法性寺<sub>、</sub>」『玉葉』）ことになつた。そのため兼実は法性寺に出かけるのを中止する。今さら出かけても雪は解かけていて、見所がないということだったのだろう。定家は御前に呼ばれ、人々が遅参してきたことについて、兼実から譴責さ

れる。定家は「為し恥為し恐」と、恐れかつ恥入り、遅参してきた人々

を、「惣無二数寄心」之故也。壯年若年之人皆如レ此。」と批判している。

身支度などで手間取つて遅く参上するのは、「数寄心」がないからである

といふのである。雪の朝法性寺に行つて降り積もつた雪を觀賞する行為、体裁など整えずに法性寺の雪見のために駆けつける行為

が、「数寄」と考えられていたのである。兼実や定家にとつての法性寺の意味が窺える記事である。この後、定家が奉行となつて雪山を作り、そこに兼実の子良経が現れて、兼実は機嫌を直し、法性寺に出かけている。しかし、案の定雪は早くも消えてしまつたようである。兼実にとって法性寺は、「数寄」と結びついた場所であった。

この法性寺新御所を舞台にして、兼実の子息である良経が、知られているだけで二度の詩歌合を主催している。<sup>(17)</sup>一度目は、新御所造當の翌年正治二年閏一月二十一日である。関連記事を『明月記』から引いてみよう。

明日法性寺可レ召「具歌人等」之由有レ仰。

(『明月記』正治二年閏一月二十日)

午終殿下御「法性寺」騎馬御共。(中略)於「新御所」出題。各評定云、今日詩與歌被レ合、可レ為レ興。(下略)

(『明月記』同月二十一日)

詩題は「春日山寺即事」、歌題は「山花」「滝水」であった。詩題の「山寺」とは法性寺のことであり、歌題も法性寺の自然、造作を題材にしたものだろう。法性寺が「山」として認識されていたことが知られる。詩作者は、良経・良輔・有家・以宗(定家か)・長兼・

為長・成信・信定・知範、歌作者は、季経・良経・隆信・有家・定家・長兼・信定・良輔であった。このときに良経が詠んだ歌は、『秋

篠月清集<sup>(18)</sup>に収められている。

山花

みやこにはかすみのよそにながむらむけふ見るみねのはなししらくも

滝水

あまのかはながれやみねにかよふらむしらくもをつるたきのみなかみ

(一五四四)

『秋篠月清集』の詞書は歌題を示すのみで、法性寺新御所での詩歌合の詠とは明らかにしていない。「滝水」は、前掲の『明月記』正治元年九月十八日、二十六日の記事にあるように、法性寺内にあつた滝を題材にしたものであろう。「山花」詠は、都から隔離したような脱俗の地としての法性寺を詠んだものである。

二度目は、正治二年十二月九日の詩歌合である。これもまた、『明月記』に関連記事が見える。

秉燭之程、騎馬參「法性寺御造作所」詠「四首歌」詩(大臣殿、

三位殿、有家、為長、成信)歌(殿、隆信、予、隆範、業清)、以二六韻詩四句「被レ合」四首歌、勝負評定了。夜半許御供帰。

(『明月記』正治二年十二月九日)

詩題は「冬日於山家即事」、歌題は「山家雪」「山家水」「山家風」「山家歲暮」である。詩作者は大臣殿・三位殿・有家・為長・成信、歌人は良経・隆信・隆範・業清である。詩題、歌題とともに「山家」の語が用いられている。法性寺新御所は「山家」と見なされていたのである。

このように、法性寺新御所での二つの詩歌合には、詩題・歌題に「山寺」「山花」「山家」の語が用いられている。「山」はまさに隠遁

の地を表す言葉であり、脱俗の地、隠遁の地としての法性寺の性格が浮かび上がってくる。良経たちが、法性寺をどのように認識していたかを物語るものであろう。

良経主催の法性寺新御所での詩歌合は、後に盛んになる詩歌合の形式の、かなり早い例であることは間違いない。しかし、詩と歌を合わせるという試みは、実は祖父の忠通に先駆がある。長承二年（一一三三）、詩と和歌を合わせた『相撲立詩歌合』が忠通の命によって成立しており、大曾根草介氏は、『文安詩歌合』の「詩歌合といふものは、上古にもありけんをしし伝へざりけるにや。中比建仁の攝政（藤原良経）、此道を下に広め侍りし後、元久の上皇（後鳥羽）そのしるしを上のべましけり。』を引用したうえで、「和漢の才にすぐれた藤原良経は忠通にならつて『三十六番相撲立詩歌合』を試みている」とする。これは『相撲立詩歌合』の例であるが、良経は忠通時代の詩歌合に放っているのである。良経の詩歌合が、法性寺で始まったことは単なる偶然ではないのかも知れない。

この後、詩歌合は盛んに行なわれるようになる。建仁三年（一一〇三）八月一日には『宜秋門院詩歌合』が催され、『拾遺愚草』下。部類歌には「詩歌合とかやの初也、此後連々有此事」との注記が付されている。詩と和歌とを同じ題で詠んだ最初の例である。その後は元久二年（一一〇五）六月一五日良経の五辻邸で開かれた『元久詩歌合』、順徳天皇主催の『内裏詩歌合』と続く。

良経はおそらく詩と和歌を合わせることに意義を見出していたに違いない。<sup>(2)</sup>『千五百番歌合』の判詞を、漢詩によつて記していることもその一つの表れであろう。良経は、漢詩と和歌を組み合わせることによつて、何を目指していったのであろうか。<sup>(2)</sup>こうした良経の

志向は、漢詩に対抗しうる和歌の位置付けを目指していた叔父慈円や、法性寺に移住し、和漢兼作の先駆となつていた祖父忠通の存在とも無関係でなく、九条家という文化的土壤の中でとらえる必要があるだろう。

また、しばしば指摘される良経の隠遁志向についても、同様のことが言えるのではないだろうか。良経の家集には、「山家」等、隠遁の地を詠んだ歌が数多く収められている。良経の隠遁志向が文人貴族の系譜に沿うものではないかという見通しを以前述べたことがある。<sup>(22)</sup>良経の隠遁は、政界の重職にある現実生活とは分離して、あくまでも精神的次元にとどまるものであつた。こうした精神的次元での隠遁は、文人貴族が見出した境地であり、忠通の法性寺移住もまたその段階であつたと思う。では、良経のこのような「隠遁」はどうして行なわれたのであらうか。これは憶測に過ぎないが、やはり法性寺が中心であつたのではないか。父兼美とともに頻繁に法性寺を訪れていること、法性寺に行くという行為が彼らにとつて數奇と結びついていたこと、そこで催された詩歌合から法性寺が「山」「山家」と認識されていたこと、が現在の根拠である。『秋篠月清集』に数多く収められている隠遁志向の歌の中には、法性寺を舞台にして、或いは法性寺をイメージして詠まれていたものがあるのでないか、という見通しを示しておきたい。

#### 注

(1) 法性寺創建については、西田直一郎『京都史蹟の研究』昭三六、吉川弘文館、杉山信三『院家建築の研究』昭五六、吉川弘文館に詳しい。

(2) 副島弘道『同聚院木造不動明王像と法性寺五大堂本尊』(佐藤道子編中世寺院と法会) 平六、法藏館 参照。

- (3) 杉山信三「院家建築の研究」(昭五六、吉川弘文館)。
- (4) 「増補史料大成 台記」(昭四〇、臨川書店)による。
- (5) 以下「本朝無題詩」の本文、詩番号は、本間洋一「本朝無題詩全注釈」(一九三二)(平四〇・六、新典社)に拠る。本書に多くの学恩を蒙ったことに深く感謝した。
- (6) 大曾根章介「日本古典文学大辞典」(昭五九、岩波書店)による。天承元年(一一三一)の尚齒会の「前日向中原広俊(七十)」から逆算。
- (7) 「中右記部類紙背漢詩集」による。
- (8) 渡辺暗美「忠通家歌壇形成に関する考察—先行歌壇との関連について—」(和歌文学研究)五一、昭六〇・一〇)。
- (9) 本間洋一氏(注五前掲書)は、①と⑩番の詠作時期については、「出家を決意した(出家直前の)、応保二年(一一六二)二月頃の作ではあるまいか」、③によつて夏の群(一〇六番)について、この注記を久安四年(一一四八)七月一日忠通室が法性寺において供養を行なつた時の近衛院行幸を指すものかと考え。詠作年次をその二年後の久安六年夏と推定し、④によつて冬の群(一一三番)(一〇六番)は、忠通が六十歳となる保元元年(一一五六)前後の作とする。藤原正義「周光・茂明論」「本朝無題詩」考(「北九州大学文学部紀要」二二、昭五四・四)は、周光の春三首(一〇九番)一二番)の成立時期を久安六年とする。忠通の法性寺邸宅新造を久安六年としたうえでの推定である。忠通の法性寺御所の新造は久安四年のことなので、根拠としては賛同できないが、結果的には稿者の推定と一致する。佐藤道生「藤原周光の生涯」(平安文学研究)六七、昭五七・六)も、周光の春三首の成立について、根拠は示していないが、藤原氏と同じく久安六年春とする。大曾根章介「本朝無題詩」成立考(上)(『国語と国文学』三七の五、昭三五・五、後に「大曾根章介 日本漢文学論集 第一巻 平一〇、汲古書院)、藤原正義「周光・茂明論」「本朝無題詩」考(「北九州大学文学部紀要」二二、昭五四・四)は、夏の群についても、四季の詠を括する視点はない。
- (10) この春の贈答詩(一〇六番)、「五〇番」の成立時期については、注(9)に記したように、藤原正義氏、佐藤道生氏とともに久安六年春とする。
- (11) 注(5)前掲書。
- (12) 橋本義彦「藤原頼長」(昭三九、吉川弘文館)。
- (13) 注(9)佐藤前掲論文。

- (14) 大曾根章介「池亭記」論(山岸徳平編「日本漢文学史論考」(昭四九、岩波書店)、後に「王朝漢文学論考」(平六、岩波書店)に所収)、小原仁「文人貴族の系譜」(昭六)、吉川弘文館)参照。
- (15) 谷知子「藤原良経の隱遁志向について」(『国語と国文学』六八の六、平三・六)。
- (16) 「冷泉家時雨亭叢書 明月記」(平五、朝日新聞社)並びに「明日記」(昭四五、国書刊行会)に拠る。
- (17) この詩歌合について、堀川貴司「元久詩歌合」について—『詩』の側から(『国語と国文学』七一の一、平六・一)に「元久詩歌合」としての言及がある。
- (18) 歌の本文と番号は、片山享「校本『秋篠月清集』とその研究」(昭五一、笠間書院)による。
- (19) 大曾根章介「和漢兼作の人々と唱導の大家」(大曾根章介 日本漢文學論集 第一巻)平十、汲古書院。
- (20) 寺田純子「正治・建仁期の藤原良経—『千五百番歌合』良経判の序の意味するもの」(『古典和歌論集』昭五九、笠間書院)。
- (21) 大岡賢典「藤原良経の漢詩的なものはたらき」(『和漢比較文学叢書 一三 新古今集と漢文学』平四、汲古書院)は、良経主催の詩歌合について、『千五百番歌合』夏三付載跋文「けだし、和漢の詞、同類相求の故也」を引用したうえで、詩と歌の機能の同性を認めることができた。並列様式をとらせたとし、詩と歌が心的形態や絵画的光景を惹起しやすいうことから、歌とは対等な勝負にはなるまい」と、その効果について否定的である。また、注(17)堀川前掲論文は、法性寺詩歌合から元久詩歌合まで、良経主催の詩歌合を巡つたうえで、詩と和歌を合わせるという困難さを、詩の側から和歌にすり寄るような形で克服したことは詩にとって必ずしも有益ではなく、「王朝漢詩」の衰退にもつながったのではないかと指摘する。
- (22) 注(15)前掲論文。
- [付記] 平成二年五月二六日中世文学学会春季大会における五月女鑑志氏の発表に対する質疑応答の中で、年齢は切り上げて称する(例えは五一歳でも六〇歳とする)ことが多いことが話題に上った。本稿二章の三二四番忠通詩の「年六十」は実年齢五四歳の詠であつてもよく、贈答詩の成立を久安六年と考えて矛盾ないことを知った。